平成 26 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名　日本ハウズイング株式会社
代表者名　代表取締役社長　小佐野 台
（コード番号 4781 東証第二部）
問合せ先　経営企画部企画グループ
（TEL 03-3341-7201）

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分（指示処分）について

当社は本日、国土交通省関東地方整備局長より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分（指示処分）を受けましたので報告いたします。

本件により、お客様、株主様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、今後内部統制体制のより一層の強化を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

記

1. 処分年月日
平成 26 年 3 月 24 日

2. 処分の内容
(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者すべてに速やかに周知徹底すること。
② 法第 77 条に規定する「管理事務の報告」に関しては、適正に管理業務主任者をして説明を実施させること。
③ 管理組合の財産管理について、現金等を取り扱う場合は、適正に実施されるよう更なる周知徹底を図ること。
④ 法の規定の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、社員に対し継続的にこれを実施すること。
⑤ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
⑥ 管理員業務・フロント業務・会計業務従事者について、今回の事案を踏まえた業務従事状況の調査・点検を実施するとともに、再発防止にむけた取り組みとして再発防止策の策定、社内教育等を継続的に実施すること。
(2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由
(1) 管理業務を受託している管理組合に対し、管理業務主任者でない元社員が管理事務の報告を行った。
(2) 管理業務を受託している複数の管理組合において、元社員及び元管理員が管理組合財産を着服し、当該管理組合に損害を与えた。

4. 今後の見通し

本件が平成 26 年 3 月期に与える影響は、限定的なものと見込んでおり、現在発表しております業績予想に修正はありません。

以 上